

令和2年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省2-②)

政策分野名 【施策名】	水産資源の回復					
政策の概要 【施策の概要】	我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、水産資源の持続的利用を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。 この中、水産資源の持続的利用の確保を図るため、 ①国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 ②持続可能な養殖業・栽培漁業(注1)の推進 の施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		30年度	元年度	2年度	3年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	28,011.234 <6,770.000>の 内数	32,976.211 <5,364.827>の 内数	31,000.748 <2,004.207>	33,640.167 <2,654.526>
		補正予算(b)	7,082.805	5,062.499	2,209.295	
		繰越し等(c)	▲4,057.536 <▲853.320>の 内数	3,187.547 <846.959>の 内数		
		合計(a+b+c)	31,036.503 <5,916.680>の 内数	41,226.257 <6,211.786>の 内数		
執行額(百万円)		30,620.019 <4,977.731>の 内数	39,401.570 <5,809.481>の 内数			
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) 第2 I 2 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 第2 I 3 持続可能な漁業・養殖業の確立 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年6月1日改訂) III 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 .(3) iv)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2章 5. (4)①農林水産新時代の構築 ・規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) III 3. 水産分野 					

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進										
目標①【達成すべき目標】	資源管理の高度化										
測定指標	(ア)資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種(※1)が占める割合	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	12年度		
		実績値		—	—	57.80%	50.6%	—			
達成度合い		—	—	(A:100%)	(C:-10%)	(-: -)		C	O一差		
年度ごとの目標値		57.80%	—	—	57.80%	58.50%	59.20%	65.40%			
把握の方法	国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。										
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	(※1)新たな資源評価(注2)が行われている魚種のうち漁獲の強さ(漁獲圧)が最大持続生産量(MSY(注3))を実現する水準を下回るもの又は親魚量がMSYを実現する水準を上回るもの。 従来の資源評価(注4)が行われている魚種については、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位又は高位にあるもの(新たな資源評価が行われた場合には、前述の指標に移行する)。										

目標②【達成すべき目標】		国際機関(注5)や二国間の漁業協力等を通じた国際的な資源管理の推進									
測定指標	(ア)国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	各年度		
		実績値	/	93魚種 53協定	96魚種 53協定	86魚種 52協定	80魚種 51協定	—	/		
		達成度合い	/	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(C:有効性に問題がある)	(C:有効性に問題がある)	(-: -)	/		
年度ごとの目標値		92魚種 53協定	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数		C	S=一直
把握の方法	水産庁国際課調査により把握。										
達成度合いの判定方法	国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大目標値以上のときはA(おおむね有効)、その他のときはC(有効性に問題がある)とする。										
備考											
施策(2)	持続可能な養殖業・栽培漁業の推進										
目標①【達成すべき目標】		種苗放流等による資源造成の推進と漁場環境への負担の少ない養殖業の確立									
測定指標	(ア)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	22年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
		実績値	/	1,524 千トン	1,490 千トン	1,441 千トン	1,429 千トン	—	/		
		達成度合い	/	(A:90%)	(A:90%)	(B:88%)	(B:86%)	(-: -%)	/		
年度ごとの目標値		1,713 千トン	1,728 千トン	1,730 千トン	1,733 千トン	1,735 千トン	1,737 千トン	1,739 千トン		B	F↑一直
把握の方法	主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握。(年度ごとの実績値に、直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値を記載。)										
達成度合いの判定方法	達成率=(直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値)/(当該年度の目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	(イ)海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画(注6)策定海面における生産量の割合	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	22年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
		実績値	/	91.00%	91.40%	89.30%	把握中	—	/		
		達成度合い	/	(A:101%)	(A:102%)	(A:99%)	(: %)	(-: -%)	/		
年度ごとの目標値		76.10%	90.00%	90.00%	90.00%	90.00%	90.00%	90.00%		—	F=一直
把握の方法	漁場改善計画策定海面での生産量を都道府県を通じて把握。										
達成度合いの判定方法	達成率=(当該年の実績値)/(当該年度の目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>⑤目標に向かっていない</p>
<p>評価結果</p>	<p>測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】</p>	<p>(判断根拠) 政策分野②「水産資源の回復」については、測定指標4個のうち3個で実績を把握している。そのうちAが0個、Bが1個、Cが2個となっており、Cが半数以上、かつ、A'、A及びB(ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く)が4分の1以下であることから、令和3年度農林水産省政策評価実施計画に基づき、暫定的に「⑤目標に向かっていない」と判定した。</p> <p>【(1)①(ア)】資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種(※1)が占める割合 (※1)新たな資源評価が行われている魚種のうち漁獲の強さ(漁獲圧)が最大持続生産量(MSY)を実現する水準を下回るもの又は親魚量がMSYを実現する水準を上回るもの。 従来資源評価が行われている魚種については、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位又は高位にあるもの(新たな資源評価が行われた場合には、注2の指標に移行する)。</p> <p>資源管理の高度化については、令和2年度の実績値が50.6%で、達成度合いが-10%で「C」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 我が国の漁業生産量は長期的に減少傾向にあるが、こうした状況を改善し、漁業者の所得を向上させ、水産業を成長産業化させていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的に利用できる量を増やしていくことが求められている。こうした中、水産政策の改革の大きな柱として、令和2年12月に施行された新漁業法に基づく新たな資源管理を推進しているところである。適切な資源管理を行うことにより、水産資源の状態を適切なレベルに維持・回復させることを目標としているが、令和2年度の資源評価結果(令和元年度までのデータを利用)に基づく測定結果であることから、(ア)新漁業法に基づくMSYベースの資源評価が行われた水産資源が限定的(83系群のうち20系群)であり、上記(※1)のとおり、従来の資源評価結果に基づく資源水準で判断している魚種が多いこと(測定指標に合致した魚種がまだ少ない)、(イ)従来のTAC魚種については、令和3年漁期から新漁業法に基づく管理を開始したところ(サバ類については令和2年漁期から開始)であり、その管理による効果が資源評価の結果に反映されていないこと、また(ウ)新漁業法においては、資源管理はTAC管理を基本とするとされているものの、新たにTAC魚種の拡大を検討していく魚種についても、今年度から議論を開始する段階であり、まだ管理措置が導入されていないという過渡期にあることなどを踏まえる必要がある。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 令和2年9月に決定された「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づき、MSYベースの資源評価を順次実施し、また令和3年3月に公表した「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」に従って、TAC魚種の拡大を検討していくこととしており、漁獲の強さを適正な水準で管理することで、MSYの達成を目指すこととしている。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 近年、海洋環境の変化によって、これまで見られなかった不漁などが起こっており、海の中の状態が変化していると考えられている。こうした状況を反映した資源評価が実施されたことにより、資源状態が昨年度よりも悪化した魚種が多くなったことなどが主な原因と考える。</p> <p>【(1)②(ア)】国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数 令和2年度の実績値が80魚種51協定で、達成度合いが平成28年度の基準値を下回り「C:有効性に問題がある」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 国際連合食料農業機関(FAO)がまとめた世界の海洋水産資源の状況によれば、持続可能なレベルで漁獲されている資源の割合は漸減傾向にあり、昭和49年(1974年)には90%の水産資源が適正レベル又はそれ以下のレベルで利用されていたが、平成29年(2017年)にはその割合は66%まで下がっている。これにより、過剰に漁獲されている状態の資源の割合は、10%から34%まで増加している、また、世界の資源のうち、適正レベルの上限まで漁獲されている状態の資源は60%、適正レベルまで漁獲されておらず生産量を増大させる余地のある資源は6%に留まっている。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 我が国は、責任ある漁業国として、我が国漁船の操業海域や漁獲対象魚種と関係するRFMO(注7)等に加盟し、資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画するとともに、これらのRFMO等で合意された管理措置が着実に実行されるよう、加盟国の資源管理能力向上のための支援等を実施している。なお、当面加盟を予定しているRFMO等はない。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 令和元年6月に国際捕鯨委員会、令和2年10月に地中海漁業一般委員会を脱退し、資源管理対象魚種及び漁業協定数がそれぞれ減少したことが、目標値の維持又は増大を達成できなかった要因と考える。 脱退理由は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際捕鯨委員会(IWC) 我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用すべきであり、鯨の保護の理論が拡大されれば他の水産資源(マグロ類等)に影響を及ぼすとの基本姿勢の下、昭和63年(1988年)以降中断している商業捕鯨を再開することとしたため。 2. 「地中海漁業一般委員会の設置に関する協定」(GFCM) 加盟当時は、我が国漁業者が地中海でクロマグロを漁獲していたものの、平成22年(2010年)以降、我が国漁船は、地中海において操業を行っておらず、今後も操業の見込みがなくなったため。 	

	<p>【(2)①(ア)】主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量 令和2年度の実績値が1,429千トンで、前年度実績値1,441千トンを下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 我が国の養殖業における生産量は1988年まで増加した後、近年減少傾向にあるものの、漁業生産量全体に占める割合は漁船漁業の生産量の減少により2割代前半を維持している。一方、世界では、藻類養殖や内水面養殖の生産量が大幅に増加してきた結果、世界の養殖生産量は過去20年間において約4倍に拡大し、漁業生産量全体に占める割合は5割を超えており、漁船漁業による生産が頭打ちとなっているため、養殖業への期待が大きくなっている。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 国は本格的に養殖業を振興していくため、国内外で需要の量的・地域的に拡大が見込まれ、養殖業の強みを生かせる養殖品目(戦略的養殖品目)を設定し、生産から販売・輸出に至るまでの総合戦略を立てることとされた。これを踏まえ、令和元年7月に「養殖業成長産業化推進協議会」(生産・加工・販売・輸出・金融等の関係事業団体、NGO、学識経験者で構成)を立ち上げ、協議会での意見を踏まえ、令和2年7月に「養殖業成長産業化総合戦略」を策定した。この総合戦略は、需要動向を能動的に入手し計画的な生産を行う「マーケット・イン型養殖業」への転換を目指すことを主眼としており、ブリ類やマダイを含む5魚種を戦略的養殖品目として位置付け、品目毎に生産量目標と輸出額目標を設定しており、実効性を高めるため、戦略的養殖品目ごとに部会を立ち上げ、総合戦略に応じた具体的な行動計画を策定する取組をの支援を行っている。</p> <p>また、栽培漁業については、広域種の資源造成効果の検証や適切な放流費用負担体制構築、資源管理に取り組む漁業者からのニーズの高い栽培対象種の種苗生産・放流技術開発等の支援を行っている。漁獲量が減少しているサケについては、環境変動に強い健康な稚魚を河川ごとに最適な時期、サイズ等で放流する関係者の取組等に支援を行っている。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 近年の生産量減少の要因は、海洋環境の変動等によるサケ、ホタテガイ等の生産量の減少によるものであり、特に、令和2年度のサケの漁獲量は過去最低だった。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>【(1)①(ア)】資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種(※1)が占める割合 新漁業法に基づく新たな資源管理を進めることで測定目標に合致した管理を行うこととしており、今後も十分予想される海洋環境の変化による資源状態の悪化の影響を低減することにつながるものであることから、新たな資源管理システムの構築を目指している現段階においては、引き続き、状況を注視することとする。</p> <p>【(1)②(ア)】国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数 上記の要因分析のとおり、我が国の漁業を取り巻く社会的背景等の変化に伴い、従来実施していた指標については見直しが必要である可能性があることから、今後は令和3年度実績値に基づく目標などに見直す方向で検討する。</p> <p>【(2)①(ア)】主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量 養殖業成長産業化総合戦略を策定し、生産目標に向けて増産を図っていること、また、不漁問題に関する検討会のとりまとめに基づき、回帰率向上の取組を進めていくとしていることから、現段階では引き続き状況を注視することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	
	税制	
	その他(法令、組織、定員等)	

担当部局名	水産庁 【管理調整課/栽培養殖課/国際課】	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--------------------------	----------	--------

参 考

用語解説

注1 栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。
注2 新たな資源評価	新漁業法に基づくMSYベースの資源評価のこと。従来の資源評価(注4)に加え、資源ごとに、1)MSYを達成するために必要な「資源量」と「漁獲の強さ」を算出し、2)これらと比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの(神戸チャート)により示し、3)行政機関がMSYを達成するための管理方法の検討を行う材料を提供する。令和3年3月時点で、8魚種14系群で実施。
注3 最大持続生産量(MSY)	現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量のこと。水産資源は、漁獲により資源が減少しても自然の回復力が働いて増加することから、その増加量(回復量)と同じ量だけ漁獲すれば、資源量は増えもせず減りもせず、その水準で維持される。回復量は資源量の増大に伴い増えるが、餌の競合等により成長や生存率が低下するため、資源量がある程度以上になると逆に減る。回復量が最大になる資源量で、その回復量分を漁獲すれば、「最大の漁獲」が続けられる、という考え方が最大持続生産量(MSY:Maximum Sustainable Yield)理論。現実には、仔稚魚の生存率や成長速度は海洋環境の変化に大きく影響を受けること等により、MSYの推定には不確実性を伴うが、科学的知見やデータの蓄積に加え、近年、新たな統計手法やコンピュータ技術の発展により、様々な影響を考慮した推定ができるようになり、資源評価の技術も向上している。
注4 従来の資源評価	漁獲対象となる魚類等の資源について、資源量などが一定以上の水準にあるのか少な過ぎるのかといった資源状態と、その資源に対する漁獲の強さが適正であるのか・獲りすぎであるのかといった漁獲圧の状態などを判断し、持続的な資源利用を科学的な見地から支えるために実施してきたもの。
注5 国際機関	ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置された機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。
注6 漁場改善計画	養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るための計画。
注7 RFMO	RFMOとは、Regional Fisheries Management Organisation(地域漁業管理機関)の略称。地域漁業管理機関とは、それぞれの設立条約の規定に従って沿岸国や漁業国をはじめとする関係国・地域が参加し、資源評価等の科学的事項を検討するための科学委員会、各国の遵守状況を確認する遵守委員会等における検討の状況を踏まえて、各水域の資源や漁業の実情等に応じ実効ある資源管理を行うための議論が行われる国際機関。

※ 測定指標の詳細については令和2年度事前分析表、政策手段については令和3年度事前分析表をご覧ください。

令和2年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省2-③)

政策分野名 【施策名】	漁業経営の安定					
政策の概要 【施策の概要】	我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、漁業経営の安定的な発展を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。 この中、漁業経営の安定的な発展を確保するため、 ①浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 ②漁協系統組織の再編整備等の施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		30年度	元年度	2年度	3年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	53,698,048 <6,770.000>の内数	60,956,969 <5,364.827>の内数	67,603,336 <2,004.207>	62,363,341 <2,654.526>
		補正予算(b)	48,109,787	57,168,824	103,470,020	
		繰越し等(c)	▲3,176.720 <▲853.320>の内数	▲8,067.465 <846.959>の内数		
		合計(a+b+c)	98,631,115 <5,916.680>の内数	110,058,328 <6,211.786>の内数		
執行額(百万円)		95,388,667 <4,977.731>の内数	102,912,176 <5,809.481>の内数			
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I 1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 第2 II 2 漁船漁業の安全対策の強化 第2 II 4 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等 第2 II 5 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の確かな実施 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年6月1日改訂) <ul style="list-style-type: none"> III 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I [4] 1 .(3) iv) 水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 5. (4)①農林水産新時代の構築 ・規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> III 3. 水産分野 					

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用										
目標①【達成すべき目標】	浜プランの着実な実施										
測定指標	(ア)各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	27年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	各年度		
		実績値		68%	66%	58%	45%	-			
		達成度合い		(A : 97%)	(A : 94%)	(B : 83%)	(B : 64%)	(- : -%)			
年度ごとの目標値		68%	70%	70%	70%	70%	70%	70%			
把握の方法	水産庁調査により把握。										
達成度合いの判定方法	達成率=(各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合)/(目標値(%))×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	資源管理・収入安定対策の推進										
測定指標	(ア)漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	22年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
		実績値		70%	74%	77%	83%	-			
		達成度合い		(B : 88%)	(A : 90%)	(A : 92%)	(A : 97%)	(- : -%)			
年度ごとの目標値		68%	70%	70%	70%	70%	70%	70%			

	年度ごとの目標値	—	80%	82%	84%	86%	88%	90%			
把握の方法	水産庁調査により把握。										
達成度合いの判定方法	達成率=(漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合)/(目標値(%))×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標③【達成すべき目標】	担い手の確保										
測定指標	(ア)新規漁業就業者数	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標— 計算分類	
		年度	22年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			各年度
		実績値	/	1,971人	1,943人	1,729人	把握中	—			/
達成度合い	/	(A:98%)	(A:97%)	(B:86%)	(—:—%)	(—:—%)	/	—	F=—直		
年度ごとの目標値	1,867人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人			
把握の方法	水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。 令和元年度実績値については令和2年10月上旬頃把握予定。										
達成度合いの判定方法	達成率=(当該年度の新規就業者数)/(目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	(イ)漁船の事故隻数	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標— 計算分類	
		年度	23~27年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			2年度
		実績値	/	533隻	532隻	509隻	494隻 (令和2年1月~ 令和2年12月)	—			/
達成度合い	/	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	—	/	A	F↓—直		
年度ごとの目標値	662隻	632隻 未満	617隻 未満	602隻 未満	587隻 未満	—	587隻 未満				
把握の方法	海上保安庁の公式統計「海難の現状と対策」に掲載されている漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を含む)から、海上保安庁への聞き取りで得た本邦に寄港しない外国籍漁船を除いた漁船の事故隻数により把握。										
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):毎年目標値未満(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要):毎年目標値以上であるが、基準値未満の場合 C(有効性に問題):基準値以上の場合										
備考											
施策(2)	漁協系統組織の役割発揮・再編整備等										
目標①【達成すべき目標】	漁業協同組合系統(注1)等の再編整備										
測定指標	(ア)沿海地区漁業協同組合数 (出資及び非出資)	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標— 計算分類	
		年度	30年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			4年度
		実績値	/	—	—	939組合	881組合	—			/
達成度合い	/	—	—	(A:150%)	(A:116%)	(—:—%)	/	A	S↓—差		
年度ごとの目標値	945組合	—	—	941組合	890組合	883組合	883組合				

	把握の方法	水産庁調査により把握。	
	達成度合いの判定方法	達成率(%)=(実績値-基準値)/(目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	
	備考		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
	測定指標についての要因分析(達成度が悪い場合等)【施策の分析】	<p>(判断根拠) 政策分野③「漁業経営の安定」については、測定指標5個のうち、4つの実績が把握されている。このうち、Aが3個、Bが1個となっており、A'、A及びB(ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く)が半数以上、かつ、Cが4分の1以下であることから、令和3年度農林水産省政策評価実施計画に基づき、暫定的に「③相当程度進展あり」と判定した。</p> <p>【(1)①(ア)】各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合 令和2年度の実績値が45%で、前年度実績値58%を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 漁獲量の減少や資材高騰等に疲弊している水産業や漁村を再生し、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するため、国では、平成25年度より、各漁村地域の漁業所得を10%以上向上させることを目標に、地域の漁業の課題を漁業者自らが地方公共団体等とともに考え、解決方策を取りまとめて実施する「浜の活力再生プラン」を推進。平成26年度より順次取組が開始され、令和3年3月末現在579地区でプランが策定されている。平成30年度で第1期の5か年計画を終えたプランの多くが、令和元年4月から新たに第2期プランを開始しているが、H29年度以降、目標を達成した地区の割合は減少傾向にある。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 漁村地域ごとに、地域ブランドの確立や消費者ニーズに沿った加工品の開発等による収入向上方策と船底清掃や減速航行といった燃油使用量削減等によるコスト削減方策を取りまとめ、策定から5年後に漁業所得10%以上向上させることを目標として取組を実施している。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 平成29年度以降、達成率は減少傾向であるが、令和2年度についてはサケやサンマといった魚種については過去最低の水揚げとなるなど、想定を上回る不漁等が発生したこと等により、出荷量が減少したことが前年を下回った主要な要因の一つと考えられる。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【(1)①(ア)】各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合 H29年度以降、達成率が低下していることから、その要因や対策について分析・検討を行い、施策がより効果的なものとなることに努めるとともに、浜プランの更新に際しては、取組の成果がより端的に示されるような指標(サブ指標)の設定を取組主体に求めている。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	
	税制	
	その他(法令、組織、定員等)	

担当部局名	水産庁 【企画課/水産経営課/漁業保険管理官/防災漁村課】	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------------------------	----------	--------

参考

用語解説

注1 漁業協同組合系統組織	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。単に「漁業協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。
---------------	---

※ 測定指標の詳細については令和2年度事前分析表、政策手段については令和3年度事前分析表をご覧ください。

令和2年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省2-④)

政策分野名 【施策名】	漁村の健全な発展					
政策の概要 【施策の概要】	漁村地域においては、景観等の地域資源、多面的機能等、漁村のもつ特性を活かして希望を持って定住できる地域を実現していくことが重要である。また、水産物は「身近な自然のめぐみ」であるとともに、国民の健康の維持向上にも寄与するものであり、その消費拡大に取り組むことが重要である。 この中、水産物の供給拠点として極めて重要な役割を果たす漁村の健全な発展を図るため、 ①漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進 ②加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開の施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		30年度	元年度	2年度	3年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	40,374.047 <6,770.000>の内数	54,449.473 <5,364.827>の内数	44,356.693 <2,004.207>	41,028.072 <2,654.526>
		補正予算(b)	13,864.563	13,206.926	18,005.279	
		繰越し等(c)	▲7,522.494 <▲853.320>の内数	▲8,639.055 <846.959>の内数		
		合計(a+b+c)	46,716.116 <5,916.680>の内数	59,017.344 <6,211.786>の内数		
執行額(百万円)		45,368.258 <4,977.731>の内数	57,197.712 <5,809.481>の内数			
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I 4 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開 第2 I 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備 第2 I 6 多面的機能の発揮の促進 第2 II 3 渚泊の推進による漁村への来訪者増加 ・漁港漁場整備長期計画(注1)(平成29年3月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第1 漁場漁港整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 ・社会資本整備重点計画(注2)(平成27年9月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3章 計画期間における重点目標と事業の概要 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和元年12月10日改訂) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I [4] 1 .(3) iv)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 3. (1)②農林水産業の活性化 ・規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ 2. 水産分野 ・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ. 7. iv)水産業改革 					

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進											
目標①【達成すべき目標】	水産業・漁村の多面的機能(注3)の発揮											
測定指標	(ア)漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量			基準値			実績値・達成度合い			目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	3年度			
		実績値	/	1.3万トン	2.5万トン	3.2万トン	把握中	—	/			
		達成度合い	/	(B:81%)	(B:78%)	(B:67%)	(-:-)	(-:-)	/			
年度ごとの目標値		0万トン	1.6万トン	3.2万トン	4.8万トン	6.4万トン	8万トン	8万トン				
把握の方法	当該年度に整備した再生漁場(注4)及び新規漁場(注5)において漁獲される水産物の増産量を、翌年度に各都道府県が行う現地調査等を通じて実績値を把握											
達成度合いの判定方法	達成率=当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												
測定指標	(イ)都市漁村交流人口の増加数			基準値			実績値・達成度合い			目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	3年度			
		実績値	/	22万人	39万人	59万人	把握中	—	/			
		達成度合い	/	(A:110%)	(A:98%)	(A:98%)	(-:-)	(-:-)	/			
年度ごとの目標値		0万人	20万人	40万人	60万人	80万人	100万人	100万人				
把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握【被災3県を除く】											
達成度合いの判定方法	達成率=当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												
目標②【達成すべき目標】	漁業地域の防災機能・減災対策の強化											
測定指標	(ア)海岸堤防等の個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率			基準値			実績値・達成度合い			目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	26年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	2年度			
		実績値	/	39%	71%	82%	100%	—	/			
		達成度合い	/	(C:39%)	(B:71%)	(B:82%)	(A:100%)	—	/			
年度ごとの目標値		1%	—	—	—	100%	—	100%				
把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)											
達成度合いの判定方法	達成度合=当該年度実績値/令和2年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												

	測定指標	年度	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
			26年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	2年度		
	(イ)南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率	実績値	/	47%	53%	58%	65%	—	/	A	S↑－直
達成度合い		/	(B : 68%)	(B : 77%)	(B : 84%)	(A : 94%)	—	/			
年度ごとの目標値		約39%	—	—	—	約69%	—	約69%			
把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)										
達成度合いの判定方法	達成度合＝当該年度実績値／令和2年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
	(ウ)南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	実績値	/	56%	63%	71%	85%	—	/	A	S↑－直
達成度合い		/	(B : 68%)	(B : 77%)	(B : 87%)	(A : 104%)	—	/			
年度ごとの目標値		約43%	—	—	—	約82%	—	約82%			
把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)										
達成度合いの判定方法	達成度合＝当該年度実績値／令和2年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
	(エ)災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	実績値	/	1%	3%	6%	8%	—	/	B	S↑－直
達成度合い		/	(B : 50%)	(B : 50%)	(B : 75%)	(B : 67%)	(－ : －%)	/			
年度ごとの目標値		0%	2%	6%	8%	12%	30%	30%			
把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握										
達成度合いの判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

測定指標	年度	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	3年度		
(オ)防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合	実績値	/	53%	56%	58%	把握中	—	/	—	S↑—直
	達成度合い	/	(A:102%)	(A:104%)	(A:103%)	(—:—%)	(—:—%)	/		
	年度ごとの目標値	48%	52%	54%	56%	58%	60%	60%		
把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握【被災3県を除く】									
達成度合いの判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考										
測定指標	年度	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	3年度		
	(カ)老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合	実績値	/	78%	79%	83%	85%	—	/	A
達成度合い		/	(A:106%)	(A:99%)	(A:97%)	(A:91%)	(—:—%)	/		
年度ごとの目標値		66%	73%	80%	86%	93%	100%	100%		
把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握									
達成度合いの判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考										
施策(2)	加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開									
目標①【達成すべき目標】	多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進									
測定指標	年度	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		26年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	9年度		
	(ア)魚介類(食用)の消費量	実績値	/	45.9kg/ 人年	44.7kg/ 人年	44.9kg/ 人年	把握中	—	/	—
達成度合い		/	(A:99%)	(A:96%)	(A:97%)	(: %)	(—:—%)	/		
年度ごとの目標値		49.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年		
把握の方法	食料需給表(大臣官房政策課食料安全保障室)により把握									
達成度合いの判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考										

測定指標	(イ) 水産物の輸出額	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	7年度		
		実績値	/	-	-	-	2,276 億円	-	/		
		達成度合 い	/	-	-	-	(C:41%)	(-: -%)	/	C	F↑一直
	年度ごとの目標値		2,873 億円	-	-	-	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円		
把握の方法	財務省貿易統計により把握										
達成度合いの 判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷令和7年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	(ウ) 輸出拡大漁港数	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	3年度		
		実績値	/	6漁港	13漁港	15漁港	16漁港	-	/		
		達成度合 い	/	(A:100%)	(A:108%)	(B:83%)	(B:67%)	(-: -%)	/	B	S↑一直
	年度ごとの目標値		0漁港	6漁港	12漁港	18漁港	24漁港	60漁港	60漁港		
把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握										
達成度合いの 判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	漁港における市場・流通機能の強化										
測定指標	(ア) 新たに品質の向上や出荷 の安定が図られた水産物の取 扱量の割合	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	3年度		
		実績値	/	6%	8%	15%	24%	-	/		
		達成度合 い	/	(A:120%)	(B:80%)	(A:100%)	(A:120%)	(-: -%)	/	A	F↑一直
	年度ごとの目標値		0%	5%	10%	15%	20%	50%	50%		
把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握										
達成度合いの 判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
	測定指標についての要因分析 (達成度が悪い場合等) 【施策の分析】	<p>(判断根拠) 政策分野④「漁村の健全な発展」については、測定指標数12個のうち、8つの実績が把握されている。このうち、Aが5個、Bが2個、Cが1個となっており、A'、A及びB(ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く)が半数以上、かつ、Cが4分の1以下であることから、令和3年度農林水産省政策評価実施計画に基づき、暫定的に「③相当程度進展あり」と判定した。</p> <p>【(2)①(イ)】水産物の輸出額 水産物の輸出額については、令和2年の実績値が2,276億円で、達成度合いが41%で「C」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 我が国の水産物輸出金額は、平成20年のリーマンショックや平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故による諸外国の輸入規制の影響等により落ち込んだ後、平成24年以降はおおむね増加傾向で推移してきた。令和2年の水産物輸出額は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、主要品目である真珠が、主な輸出先である香港における宝飾展が中止・延期されたこと、主に米国の外食市場向けに輸出が拡大していたブリが、現地の外食需要が落ち込んだこと等により、令和元年の2,873億円から21%の大幅な減少となった。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 水産物の輸出拡大のため、輸出先国・地域が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器整備への支援やHACCP対応施設の改修等の推進、輸出先国・地域が求める衛生条件等に対応し輸出を可能とするために必要な調査や計画の作成、申請等への支援、体系的かつ一体的な施設整備による、水産物の輸出体制を強化した港湾の整備、輸出を視野に入れて生産と加工・流通が連携し水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組、我が国の水産資源の持続可能性や環境配慮への取組を統一的な規格に基づいて伝達する取組への支援、等を行った。また、令和2年12月に、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を策定し、速やかに実行する施策、令和3年夏までに方向を決定して実行する施策を取りまとめた。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 水産物の更なる輸出拡大を図るため、輸出先国・地域が求める衛生条件への対応等の取組への支援を行ってきた結果、海外の外食需要等に支えられて増加してきたが、令和2年は、真珠が主な輸出先である香港において宝飾展が中止・延期され、2019年に329億円あった輸出額が2020年は76億円(対前年比マイナス76.9%)と落ち込んだことや、近年米国の外食市場向けに輸出が拡大していたブリが、現地外食需要が落ち込んだことにより2019年に229億円あった輸出額が2020年は173億円(対前年比マイナス24.7%)と落ち込んだことなど、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、海外におけるイベントや移動の制限、需要の減少が発生し、輸出拡大の取組が十分に効果を発揮することが困難な環境であったことが達成度がCとなった主な要因の1つと考えられる。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【(2)①(イ)】水産物の輸出額 国内の水産物市場が縮小する一方で、世界の水産物市場はアジアを中心に拡大しており、我が国の漁業者等の所得向上を図り、水産業が持続的に発展していくためには水産物の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得していくことが不可欠であることから、水産物の輸出額を指標として引き続き採用することが適当と考えられる。 水産物の輸出額の増加は、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難であるが、「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等他の目標と整合性を取りつつ、次期水産基本計画の検討と合わせて適切な値の設定を検討する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	水産庁 【企画課/水産経営課/漁業保険管理官/防災漁村課】	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------------------------	----------	--------

参 考

用語解説

注1 漁港漁場整備長期計画	漁港漁場整備長期計画とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定に基づき、5年を一期として閣議決定しているもの。計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を規定している。
注2 社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。
注3 水産業・漁村の多面的機能	水産業及び漁村の有する水産物を供給するという本来的機能以外の多面にわたる機能をいい、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の維持・形成などがある。
注4 再生漁場	堆積物除去等の実施により、効用を回復させた漁場。
注5 新規漁場	新たに整備した漁場。

※ 測定指標の詳細については令和2年度事前分析表、政策手段については令和3年度事前分析表をご覧ください。